

# 確定申告

すでに約10%の方が  
e-Taxで申告!



## マイナンバーカードで簡単スマホ申告!

確定申告には、ご自身のスマホ、パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。

## 待ち時間なし!

混雑している確定申告会場へ出向くことなく、ご自宅から申告ができます。

## 楽ちん! 便利な機能がいっぱい!

令和7年1月からは、所得税のすべての画面がスマホでも操作しやすい画面になるため、スマホ申告がますます便利になります。

給与収入や年金収入がある方の医療費控除などの申告はもちろんのこと、事業所得や不動産所得がある方の青色申告決算書や収支内訳書の作成においても、収入、経費金額を入力すれば、所得金額が自動計算されるため、計算誤りがありません。

## e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901

受付: 月~金曜日(祝日、年末年始除く)

また、データを保存し翌年に引き継ぐことで、翌年以降一定の項目の入力が省略されます。

さらに、消費税の確定申告に青色申告決算書などのデータを利用することで、決算書等の情報が引き継がれ、一定の項目が自動入力されます。



国税庁「確定申告書等作成コーナー」▶

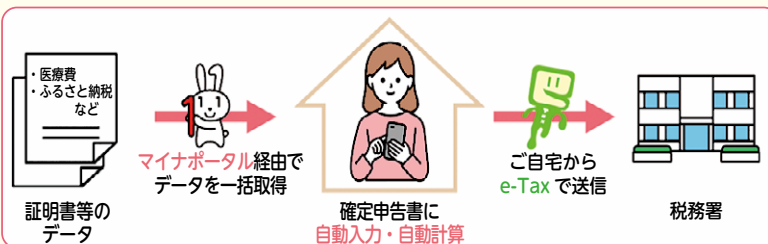
## マイナポータル

と

## e-Tax

を

連携すると  
もっと便利に!



- 医療費の領収書などの収集や集計が不要
- 確定申告書の該当項目へ自動入力
- 作成した確定申告書をe-Taxで送信
- 書類の管理・保管が不要



出典: 国税庁ホームページ

マイナポータル連携▲

## 所得税等の確定申告

☎ 上尾税務署 ☎770-1800

☎ 2月17日(月)~3月17日(月)  
9時相談開始  
(8時30分~16時受付)

※土日祝日除く。(3月2日(日)は開設)

場 上尾税務署

### 入場整理券が必要です

#### 入場整理券の入手方法

- ① 国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行
- ② 会場で当日配付(状況により、受付終了の場合あり)



国税庁LINE公式アカウント▶

☎ マイナンバーカード、パスワード(①署名用電子証明書用英数字6~16文字、②利用者証明用電子証明書用数字4桁)

申告の受付体制▶原則、マイナンバーカード方式によるスマホ申告(作成済の申告書の検算や書面申告書の作成はできません。)

### 【書面で申告書などを提出する方】

令和7年1月以降、確定申告書などの控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。申告書などの提出年月日は必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

### 【ふるさと納税をされた方】

ふるさと納税でワンストップ特例を申請されている方が控除などの追加で確定申告すると、ワンストップ特例の申請がなかったこととなります。確定申告を行う場合は、必ずふるさと納税分の申告も行うようご注意ください。(その場合は、ふるさと納税の受領証明書が必要となります。)

### 【2月14日以前に所得税、個人消費税、贈与税の申告相談を希望する方】

上尾税務署に事前の電話予約が必要です。

## 令和6年中の収入がなかった方

☎ 税務課 ☎2152

令和6年中の収入が0円だった方の申告は、1月から税務課窓口で受付しますので、早めの申告をお願いします。町内で行う申告会場の日程は、『広報いな』2月号に掲載します。

郵送での申告も受付しています。住民税の申告書は、町ホームページからダウンロードできます。



# 償却資産の申告は1月31日(金)までです



固 税務課 2153

償却資産とは、事業を営む個人（法人）が使用している事業用資産のことをいいます。

この償却資産は固定資産税の課税対象となるため、事業主は1月1日に所有する事業用資産の内容を、事業を営んでいる所在地の市町村長に申告しなければなりません。アパート経営や農業経営などでも償却資産の申告対象となるものがありますのでご確認ください。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

## 申告を要する方▼

償却資産を町内に所有する方、または貸し付けている方

※令和7年1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、申告書にその旨を記入のうえ、提出してください。

## 償却資産の種類▼

- 構築物**＝広告塔、看板、門、塀、農林業用構築物、露天式立体駐車場設備、舗装その他土地に定着する土木設備など
- 機械および装置**＝太陽光発電設備、受変電設備、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、建設機械など
- 車両および運搬具**＝フォークリフト、ブルドーザーなど
- 工具、器具および備品**＝机、いす、ロッカー、陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、パソコン、医療機器、無人駐車管理装置、金型など

## 申告を要しない資産▼

- 耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で一時に損金算入または必要経費に算入したもの
- 取得価額が20万円未満の償却資産で一括償却資産として3年均等償却を行っているもの
- 家庭用に使用される資産
- 自動車税または軽自動車税の課税対象である自動車、原動機付自転車など

## 償却資産に係る固定資産税 電子申告のご案内

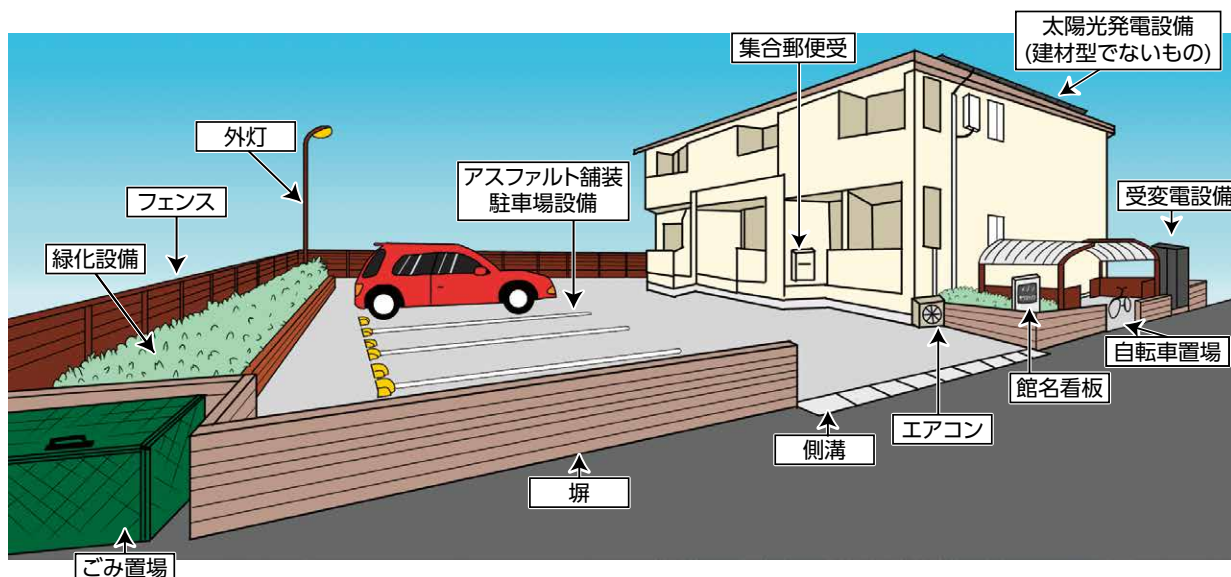


町では、インターネットを利用した電子申告システム「eLTAX」（エルタックス）で、償却資産の申告ができます。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

## アパート・貸駐車場を所有されている方へ

次のような資産は固定資産の課税対象となるため、償却資産の申告が必要です。

| 償却資産の種類      | 具体例                                                            |
|--------------|----------------------------------------------------------------|
| 1 構築物        | 外構工事（駐車場舗装、門、塀、側溝、外灯、緑化設備（花壇等）、フェンス、自転車置場、ごみ置場など）、屋上看板等の広告設備など |
| 2 機械および装置    | 太陽光発電設備（建材型でないもの）、受変電設備、電力引込線、屋外給排水管、屋外ガス管など                   |
| 6 工具、器具および備品 | ルームエアコン、集合郵便受、宅配ボックス、サイクルラックなど                                 |



### ※家屋と償却資産の区分について…

建物本体や電気設備、衛生設備、空調設備などの付帯設備の中で、家屋と構造上一体となっているものについては家屋に該当するため、償却資産の対象となりません。